

番号：140652

国名：ベトナム

担当：人間開発部保健第二グループ

案件名：チョーライ第二病院整備事業（詳細設計のためのTOR案作成業務）【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：詳細設計のためのTOR案作成業務
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援（専門家業務）

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年9月中旬から2014年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.80M/M、現地 0.23M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数：

国内業務期間	現地業務期間	整理期間
12日	7日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点

(計100点)

類似業務	大規模病院（300床以上）の新築に係る建築設計業務
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本業務に参加する法人及び個人は、本業務の結果をもとに実施される詳細設計（基本設計・実施設計・入札図書作成）への参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナムの保健医療の体制は、第一次（コミュン・郡レベル）、第二次（省レベル）、第三次（中央レベル）の三層構造から成り、患者の疾患状態に応じて各レベル間で患者を紹介・搬送するリファラル体制の構築が想定されている。しかしながら、第一次、第二次レベルの医療機関の多くは施設・機材が不十分であるほか、医療従事者も質・量ともに不足している。この結果、第一次、第二次レベルの医療機関に対する患者の信頼が低く、第三次レベルの医療機関に患者が過度に集中し、都市部の一部病院においては150%以上の病床稼働率となるなど、医療サービスの質の低下とリファラル・システムの機能不全が生じている。

ベトナム南部ホーチミン市に位置するチョーライ病院は、ハノイのバックマイ病医院、フエのフエ中央病院とともに保健省直轄の3大トップリファラル病院の一つである。しかしながら、チョーライ病院にもおいても、上記を背景に、計画病床数1,800床に対して、実際には簡易ベッド等により約2,500床が稼働しているうえ、一つのベッドを2人の患者がシェアするなど、患者集中による過負荷が著しい状態にあり、この緩和と医療サービスの改善が喫緊の課題となっている。

ベトナム政府は「社会経済開発10カ年戦略（2011年～2020年）」において、保健医療セクターの開発に関して、全ての国民に質の高い医療へのアクセスを可能にすることを掲げ、このためにハノイ市、ホーチミン市及びその他の地域において高次の専門病院を新規に複数建設すること、大病院の過度な負担を早期に改善することなどを目標に掲げている。

かかる状況を踏まえ、2013年1月に行われた日越首脳会談において、ベトナム政府より我が国政府に対して、チョーライ病院の過負荷解消を目的としたチョーライ第二病院建設に係る支援の要望があった。これを受け、当機構は、同病院整備（建築・設備・機材）による病床数拡充、診療・運営機能強化、下位病院向け指導機能強化等を通じたベトナム南部地域の医療サービス向上を目的とし、円借款による同病院の施設整備支援とともに、有償勘定技術支援等による我が国の知見を活かした同病院の運営支援を検討している。この具体化のため、2013年10月より2014年8月末までの予定で協力準備調査を実施しており、今後、新規円借款の候補案件として審査を行った上で、日本政府とも協議の上、2015年3月までの交換公文（E/N）締結及び円借款契約（L/A）調印を目指している。

上記協力準備調査の過程で、円借款に本邦技術活用条件（STEP）を適用する可能性が出てきており、仮にSTEP適用案件となった場合は、L/A調印後の2015年4月以降に、有償勘定技術支援により当機構が雇用するコンサルタントによる詳細設計（基本設計・実施設計・入札図書作成。以下同じ）（いわゆる連携DD）を計画することとなる。同詳細設計では、2017年の建設工事開始及び2020年の開院を前提に、建物・設備・機材に係る基本設計・実施設計・入札図書を作成する必要がある

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、本件円借款事業の内容並びに円借款及び有償勘定技術支援の仕組み・手続き（円借款の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン、標準調達書類等を含む）を十分把握の上、協力準備調査コンサルタント及び機構職員等と協議・調整しつつ、本円借款事業の詳細設計コンサルタントのTOR作成のために必要な以下の業務を行う。なお、現在実施中の協力準備調査の情報や、同調査で提案している詳細設計から施設建設・機材調達までの計画概要、同調査で確認されているベトナム側の関連行政手続きやそのスケジュールを十分踏まえつつ、詳細設計業務が現実的かつ効率的な体制・人員配置・スケジュールとなるよう留意する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内業務（2014年9月中旬～10月上旬）

- ① 本円借款事業の協力準備調査をレビューする。
- ② 本事業の詳細設計（基本設計・実施設計・入札図書作成）業務を行うコンサルタントの公示（案）を作成する。
- ③ 詳細設計における設計照査体制を提案する。
- ④ 詳細設計（設計照査を含む）に係る人員配置の検討、積算、全体実施スケジュール案作

成を行う。

- ⑤ 当機構人間開発部に詳細設計コンサルタントの公示（案）を説明する。

(2) 現地派遣（2014年10月上旬～10月中旬）

- ① ベトナム側関係機関（保健省及びチョーライ病院）による協力準備調査のレビューを支援する。
- ② ベトナム側関係機関に詳細設計コンサルタントの公示（案）概要を説明する。

(3) 帰国後整理期間（2014年10月中旬～10月下旬）

- ① 現地調査を踏まえて詳細設計コンサルタントの公示（案）を必要に応じて修正する。
- ② 当機構人間開発部に成果品を提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（4）のすべてとする。

- (1) 詳細設計調査コンサルタントの公示案（和、英）
 - (2) 設計照査調査の実施体制案（和、英）
 - (3) 基本設計および詳細設計業務にかかる人員配置積算資料（和、英）
 - (4) 基本設計及び詳細設計調査の実施スケジュール案（和、英）
- 上記（1）～（4）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃（ハノイ及びホーチミン）及び日当・宿泊料等は契約に含めるため、見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄に必要な経費を記載ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は、2014年10月5日～2014年10月11日を予定しています。

なお、現地派遣期間日程は業務従事者と当機構人間開発部が相談のうえ、変更する可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務従事者の現地派遣期間中、当機構職員による円借款審査関連調査を派遣する可能性があります。

③ 便宜供与内容

当機構ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

オ) 執務スペースの提供
執務スペースの提供はなし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第二グループ（TEL:03-5226-8357）にて配布します。

- ・ STEP意見交換会（2014年5月12日実施）配布資料

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上